

児童・年少者雇用の際の留意点

群馬労働局監督課



労働基準法では、**原則として満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童(以下「児童」という。)**を労働者として使用することはできないと定めています。

また、満18歳未満の年少者(以下「年少者」という。)についても、就業にあたっては、法律で様々な制限を設け、その保護を図っております。

事業主の皆様はもとより、広く県民の皆様につきましても、児童、年少者の健全な発育と安全のため、特段のご配慮をお願いします。



《 労働基準法における未成年者・年少者・児童の区分と保護規定 》

区 分	保 護 規 定
未成年者(満20歳に達しない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の労働契約締結の保護(第58条) ・ 未成年者の賃金請求権(第59条)
年少者(満18歳に満たない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢証明書等の備え付け(第57条) ・ 労働時間・休日の制限(第60条) ・ 深夜業の制限(第61条) ・ 危険有害業務の就業制限(第62条)(※1) ・ 坑内労働の禁止(第63条) ・ 帰郷旅費(第64条)
児童(満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用禁止(第56条)(※2)

※1 危険有害業務の就業制限又は禁止業務(例示)

- ・ 重量物の取扱い業務
 - ・ 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
 - ・ ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
 - ・ 深さが5メートル以上の地穴又は土砂崩壊のおそれのある場所における業務
 - ・ 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
 - ・ 足場の組立等の業務
 - ・ 大型丸のこ盤又は大型帯のこ盤に木材を送給する業務
 - ・ 感電の危険性が高い業務
 - ・ 有害物又は危険物を取り扱う業務
 - ・ 著しくじんあい等を飛散する場所、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
 - ・ 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
 - ・ 酒席に侍する業務
 - ・ 特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務
 - ・ 坑内における労働
- 等(上記は例示です。より詳しくは最寄りの労働基準監督署又は労働局監督課までお問い合わせ下さい。)



※2 最低年齢

- (1) 満13歳以上の児童については、非工業的業種に限り、①健康及び福祉に有害でないこと、②労働が軽易であること、③修学時間外に使用すること、④所轄労働基準監督署長の許可を得ることにより使用することができます。
- (2) 満13歳未満の児童については、映画の製作又は演劇の事業に限り、上記の①～④の条件を満たした上で使用することができます。